

介護保険事務講座の教育的効果

関口昌利 (信州短期大学)

The educational effect of the nursing care insurance office work lecture

Masatoshi Sekiguchi (Shinshu Junior College)

Abstract: The purpose of this study is What kind of educational effect did the nursing care insurance office work lecture bring a student. I report it based on a class questionnaire and an examination.

Keywords: Nursing care insurance, Reward for nursing care request, Care office work, A class questionnaire, An authorization examination, An educational effect.

1. はじめに

本校では、今年度4月より、ライフマネジメント学科介護福祉専攻2年生を対象に、介護事務の認定資格取得を目的とする講座を開講した。本講座は、財団法人高齢健康科学研究財団が、開講を認可した指定校において、所定のシラバスに沿った講座を履修し、認定試験に合格した学生に対して、介護保険事務士（登録商標第4877694号）を付与するものである。今年度は、24名が履修した。

指定校において本講座を教育課程に取り入れることは、事業所での即戦力を養成できるだけでなく、介護保険制度の理解が深まる、仕事がわかる管理者が養成できる、介護支援専門員のプレ講座としての位置づけとなる、などの意義がある¹⁾。

本稿では、今年度の講座が、学生にとっていかなる教育的効果をもたらしたのか、授業終了後のアンケートと認定試験の結果に基づいて報告する。そして、来年度以降の講座を有意義なものにするための手がかりとしたいと考える。

2. 介護事務とは

(1) 介護保険と介護報酬

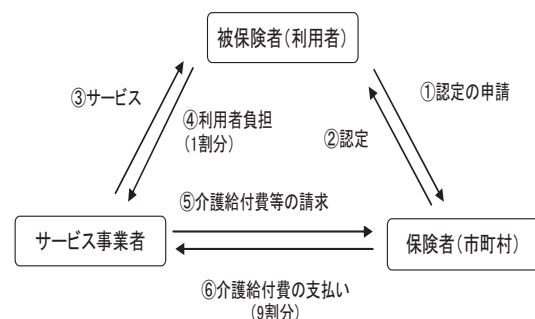
高齢社会の到来とともに、国民の将来に対する不安は増大し、家族介護の限界や医療費の増大、在宅福祉・在宅医療の推進などの社会的背景により、1997年12月に

介護保険法が成立し、2000年4月より介護保険制度が開始された。

保険者は、全国の市町村と東京23区で、運営の主体となっている。被保険者は原則として40歳以上の全員であるが、年齢により第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（医療保険に加入している40歳以上64歳以下）に区分される。財源は、公費50%、保険料50%で運営され、社会保険方式をとっているが、財源の半分は国・都道府県・市区町村が定められた割合で負担するしくみとなっている。介護サービスを提供する機関（サービス事業者）は、居宅サービス（在宅サービス）と施設サービスに大別され、サービスを提供すると、被保険者（利用者）からその費用の1割を支払ってもらい、残りの9割を保険者である市区町村から委託された国民健康保険団体連合会に請求することになる²⁾。

介護報酬とは、居宅や施設等における介護サービスの提供に対して、対価として支払われる報酬のことをいう。この介護報酬は、厚生労働大臣の定める算定基準に基づ

【介護報酬支払いの流れ】



いて算定される、いわば、介護サービスの公定価格である。介護報酬の請求のしくみは、下図のようになる³⁾。

こうした介護事業に不可欠な介護報酬請求業務を中心に、介護保険に伴う事務処理の仕事が介護事務である。介護事務の仕事に求められる技能としては、介護保険制度のしくみについての知識、介護報酬算定の技術、請求書作成の技術が挙げられる。

介護事務の資格には、介護保険事務士のほかにも民間の団体が認定する複数の名称のものがある。

(2) 介護保険事務士

財団法人高齢健康科学研究財団が認定し、付与する資格である。2003年に煩雑な介護保険事務のエキスパートを養成するために創設された。当該財団が認可した指定校は、平成22年4月1日現在、全国30都道府県に69校ある。長野県内は、本校を含め2校である。指定校対象の講座以外に社会人対象の講座も開講されている。

当該財団は昭和63年に設立され、老人性認知症その他の要介護状態を惹起する疾患の制圧を達成するため、これら疾患に関する研究助成を行うほか、各種事業を推進し、もって国民の健康福祉の増進に寄与することを目的としている。これらの事業のうちのひとつが、介護保険事務士資格認定事業である。

本講座の目的として財団は次の3つを挙げている⁴⁾。

- ① 介護給付費請求事務及び給付管理事務の専門家としての知識と技術を身につける。
- ② 居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所及び介護保険施設等において、即戦力として働けるための実務レベルの実力を身につける。
- ③ 認定試験に合格して介護保険事務士の資格を身につける。

(3) その他の介護保険事務の認定資格

① 介護事務管理士

株式会社技能認定振興協会が実施する介護事務管理士技能認定試験の合格者に与えられる。試験は奇数月年6回で、学科・実技各60分で実施される(70%以上で合格)。実技は、介護給付費明細書を4枚作成する。ユーキャンの通信講座受講により受験できる。

② 介護事務実務士

NPO法人医療福祉情報実務能力協会が実施する介護情報実務能力認定試験の合格者に与えられる称号である。

③ ケアクラーク

財団法人日本医療教育財団が認定するケアクラーク技能認定試験の得点率70%以上の合格者に与えられ

る。試験は偶数月年6回開催され、学科25問(50分)、実技2問(60分)である。ニチイ学館通信講座受講により受験できる。

3. 今年度の介護保険事務士講座

(1) 授業概要

ライフマネジメント学科2年次の前期科目として4月から開講した。科目名は「介護保険事務士」で2単位である。本科目に加えて、介護福祉専攻の必修科目を履修することにより、学科試験は免除される。

教材は、介護保険事務士養成テキスト学科編と同実務編、介護給付費単位数等サービスコード表と練習問題集が各1冊である。

(2) 授業計画

15回の講義・演習と模擬試験の実施により、介護保険事務士認定試験に合格する知識と技術の習得を目指す。

- | | |
|-----|-----------------------|
| 1回 | 介護保険制度の仕組みについての講義 |
| 2回 | 給付管理業務の仕組みについての講義 |
| 3回 | 各帳票の記載要領についての講義 |
| 4回 | 訪問介護・訪問入浴・訪問看護の算定 |
| 5回 | 訪問介護・訪問入浴・訪問看護算定の演習 |
| 6回 | 通所介護・通所リハビリテーションの算定 |
| 7回 | 通所介護・通所リハビリテーション算定の演習 |
| 8回 | 短期入所生活介護・同療養介護の算定 |
| 9回 | 短期入所生活介護・同療養介護算定の演習 |
| 10回 | 指定施設サービスの基礎知識の講義 |
| 11回 | 介護老人福祉施設の算定方法の講義 |
| 12回 | 介護老人福祉施設算定の演習 |
| 13回 | 介護老人保健施設の算定方法の講義 |
| 14回 | 介護老人保健施設算定の演習 |
| 15回 | 予防給付費の算定、公費の請求方法の講義 |

(3) 授業終了後のアンケート

対象は履修者24名。本学所定の授業に関するアンケート19項目を、集合配票調査にて、前期最終日の授業終了時に実施した。

被調査者数は19名。うち、男子が8名、女子が11名である。以下の6項目を抜粋して結果を報告する。

- ① 「この授業は、あなたの興味・関心を引き満足できるものでしたか。」

図1に示すように「そう思う」が11%、「ややそう思う」78%、「どちらともいえない」が11%であった。

本学としても初めての講座であったので、十分なガイダンスができないままのスタートとなった。

② 「この授業は、シラバス（履修ガイド）にそって進められ、一貫性がありましたか。」

「そう思う」15%、「ややそう思う」68%、「どちらとも言えない」が15%であった。

開講当初は、学科試験対策も予定していたために、前半は介護保険制度の理解を目的とした講義に偏り、シラバス7回目の授業までは、知識の習得に時間を割いていたことがこの結果につながったと考えられる。

③ 「この授業は、内容を理解するのに適切な速さで進められましたか。」

図3のとおり、「そう思う」21%、「ややそう思う」58%、「どちらとも言えない」16%、「あまりそう思わない」が5%であった。

アンケートの自由記入欄に、「もっと練習問題をくり返し授業の中でやってほしい。」「問題が難しいので、ペースをゆっくりと行ってほしい。」という意見があった。10回目以降は、実技演習のペースを上げて実施したので、一人ひとりの理解度に合わせることができず、自宅で復習させる機会が増えていた。

④ 「テキスト・配布資料は、授業内容を理解するために分かりやすいものでしたか。」

「そう思う」21%、「ややそう思う」58%、「どちらとも言えない」が21%であった。

自由記入欄には、「難しい。」「難しく、大変な科目だと思った。」「難しく試験が心配。」という意見が多くみられた。テキスト以外に、資料を用意するなどの工夫が必要であった。

⑤ 「教員は、授業へ学生の参加を促し、質問・疑問に適切に答えましたか。」

図5に示すように、「そう思う」が11%、「ややそう思う」63%、「どちらとも言えない」が26%であった。

「難しい。」「ゆっくりと行ってほしい。」という意見が多かったように、後半は詰め込み型授業であった。質問票やふりかえりシート等を活用すべきであった。

⑥ 「教員は授業中の私語に対する注意など学習環境維持に配慮しましたか。」

「そう思う」10%、「ややそう思う」64%、「どちらとも言えない」21%、「あまりそう思わない」が5%であった。項目①の結果のように、開講当初から、本講座に興味関心の希薄な学生もいたと思われるので、授業が進むにつれて、集中力が散漫になり、また、請求書作成の際に、前後の学生同士が相談し合ったり、作成方法を確認し合う機会が増えたことにより、教室

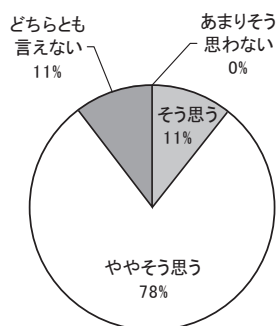


図1 この授業は、あなたの興味・関心を引き満足できるものでしたか。

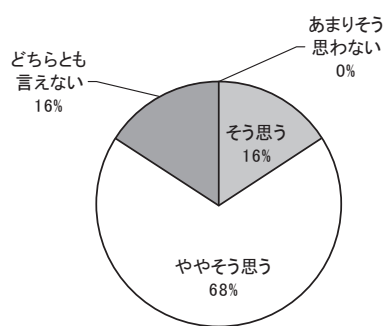


図2 この授業は、シラバス（履修ガイド）にそって進められ、一貫性がありましたか。

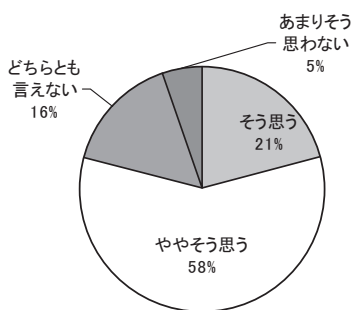


図3 この授業は、内容を理解するのに適切な速さで進められましたか。

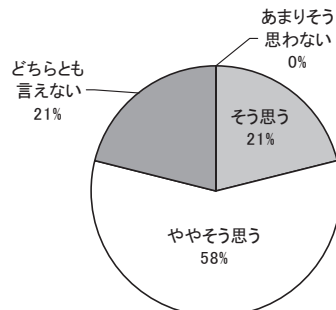


図4 テキスト・配布資料は、授業内容を理解するために分かりやすいものでしたか。

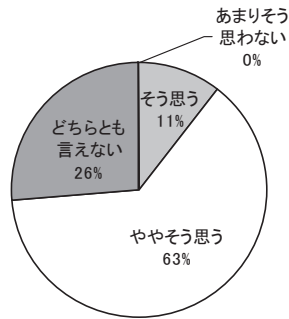


図5 教員は、授業へ学生の参加を促し、質問・疑問に適切に答えましたか。

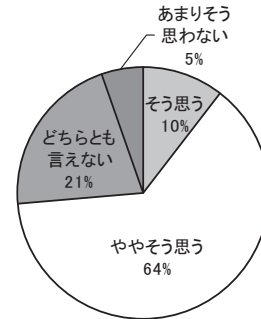


図6 教員は授業中の私語に対する注意など学習環境維持に配慮しましたか。

内が騒然となるが多かった。実技演習の時間は、サービスコード表から細かな数字を読み取り、電卓で計算をしながら記入しなければならないので、学習環境の維持にはより一層の配慮が必要であった。

4. 認定試験の結果

指定校講座は、実技試験のみである。設問は3問で100点満点、試験時間は90分である。正解率60%以上で合格となる。

設問1は、3つの居宅サービス（通所介護、短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護）の事例問題で、サービスコード表から①サービス内容略称②サービスコード③単位数を読み取って、④給付単位数⑤総費用額⑥保険給付額（9割）⑦利用者負担額（1割）を算出する問題である。

設問2は、複数の居宅サービスを利用している事例について、介護給付費明細書を記入完成させる問題。

設問3は、施設サービス利用者の事例から、介護給付費明細書を作成する問題である。

認定試験は、全講座終了後の平成22年8月27日に実施した（当日3名の欠席あり）。結果は、100点満点が2名。90点以上100点未満が8名。80点以上90点未満が6名で、8割以上得点できた学生は、21名中（欠席者除く）16名（76.1%）であった。

5. まとめ

試験の結果に表れたように、制度の理念やしぐみ、サービスの種類については、1年次科目の復習もできて、介護保険制度自体の理解をより深められたと思われる。試験欠席者も再試験において全員合格点に達した。

介護報酬支払いの流れを理解することにより、介護従

事者としての自覚が芽生え、多角的に業務を捉えることができる。また、事務処理能力を備えることで、介護サービスを提供することにやりがいを持つきっかけにもなったと考えられる。授業アンケートには、「介護のことだけではなく、事務のことも勉強できて良かった。」「専門的で楽しい授業だった。」という意見もみられた。

介護支援専門員のプレ講座としての位置づけについては、卒業後の自己研鑽が求められるが、給付管理事務の知識とケアプラン作成の過程やサービス提供機関との連絡調整についても学ぶことができたので、これからの継続的な研修につながるきっかけになった。

来年度以降の課題として、卒業生を対象にした介護支援専門員養成講座を具体的に検討していきたい。また、介護事務の業務は、介護報酬請求事務だけではなく、利用者負担（1割分）の徴収業務と事業所・施設における受付事務も重要な仕事になるので、学生の接遇マナー、コミュニケーション能力の向上は、他科目との連携を図らなければならない課題である。さらに、介護報酬の請求事務は、原則、電子請求で行われているので、ルールを外れて誤った請求を行うと、コンピュータがエラーを起こし、正確に受理されず返戻されるといった不都合が生じる。よって、事務職に限らず介護従事者にとっても、コンピュータの技能は、必須要件になっているのが現状である。

最後に、本講座が短大の特色となり、学生募集の一助となりうよう、諸先生方のご指導を頂きながら、今後一層の努力をしていきたい。

[投稿22年12月17日、受理23年1月31日]

[参考文献]

- (1) (財)老齢健康科学研究財団編：介護保険事務士養成テキスト学科編，中央法規出版，1, 2009

- (2) 日本医療事務センター編：介護事務テキスト 2 巻
介護報酬の算定, (株)日本医療事務センター, 8,
2009
- (3) 日本医療事務センター編：介護事務テキスト 1 巻
介護保険制度のしくみ, (株)日本医療事務センター,
14-19, 2009
- (4) (財)老齢健康科学研究財団編：介護保険事務士養成
テキスト実務編, 中央法規出版, 1, 2009